令 和 ７ 年 １ ２ 月 ２ ５ 日
３　０　２　会　議　室

令和７年第２４回
立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

令和７年第２４回立川市教育委員会定例会

１　日　　時　　令和７年１２月２５日（木）
　　開　　会　　午　後　１　時　３　０　分
　　閉　　会　　午　後　３　時　０　１　分
　　休　憩①　　なし

２　場　　所　　３０２会議室

３　出席者

教育長	飯　田　芳　男		
教育委員	岡　村　幸　保	小　柳　郁　美	
	堀　切　菜　摘	戸　田　永　二	
署名委員	小　柳　郁　美		

４　説明のため出席した者の職氏名

教育部長	齋藤　真志	教育総務課長	臼井　隆行
学務課長	澤田　克己	指導課長	寺田　良太
統括指導主事	石井　和成	統括指導主事	野津　公輝
教育支援課長	高橋　周	学校給食課長	近藤　忠良
生涯学習推進センター長	鈴木　峰宏	図書館長	黒島　秀和
公共施設マネジメント課長	青木　勇		

５　会議に出席した事務局の職員
　　教育総務課庶務係　　和田　健治　　齋藤　綾乃

案　件

１　議案

（１）議案第40号　立川市教育委員会表彰について

（２）議案第41号　立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

（３）議案第42号　令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について

（４）議案第43号　立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

（５）議案第44号　立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

（６）議案第45号　立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

（７）議案第46号　立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

２　報告

（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計等の概要について

（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について

（３）事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について

（４）八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性について（中間報告）

（５）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延伸と供用開始について

（６）施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

３　その他

令和７年第２４回立川市教育委員会定例会議事日程

令和７年１２月２５日
３　０　２　会　議　室

１　議案

（１）議案第40号　立川市教育委員会表彰について
（２）議案第41号　立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について
（３）議案第42号　令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について
（４）議案第43号　立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について
（５）議案第44号　立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について
（６）議案第45号　立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について
（７）議案第46号　立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

２　報告

（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計等の概要について
（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について
（３）事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について
（４）八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性について（中間報告）
（５）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延伸と供用開始について
（６）施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

３　その他

午後１時３０分

◎開会の辞

〇飯田教育長　ただいまから、令和７年第24回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

初めに、議席の指定を行います。教育委員の議席は、立川市教育委員会会議規則第５条の規定により、教育長が指定することとなっておりますので、現在お座りになっている議席を指定いたします。

次に、審議に入る前にご報告いたします。前任の伊藤委員は、12月23日をもって任期満了となり、退任されました。後任として戸田委員が、12月18日に立川市議会定例会の同意を得て、12月24日に立川市長から辞令交付を受け、就任されました。なお、任期は12月24日から４年間となっております。

次に、署名委員について、小柳委員、お願いいたします。

〇小柳委員　承知しました。

〇飯田教育長　よろしくお願いいたします。

本日は議案７件、報告６件でございます。その他は議事進行過程で確認をいたします。

次に、出席者の確認を行います。齋藤教育部長、お願いいたします。

〇齋藤教育部長　本日、第24回立川市教育委員会定例会への出席管理職でございます。

教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、石井統括指導主事、野津統括指導主事、教育支援課長、学校給食課長、生涯学習推進センター長、図書館長に加えまして、本日の報告事項、２報告（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計等の概要について、と（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について、の説明員として市長公室公共施設マネジメント課長が出席しております。

以上でございます。

◎議　　案

（１）議案第40号　立川市教育委員会表彰について

〇飯田教育長　それでは、１議案（１）議案第40号、立川市教育委員会表彰について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

〇臼井教育総務課長　議案第40号、立川市教育委員会表彰についてご説明いたします。

当該議案は、立川市教育委員会表彰規程に基づき教育委員会表彰を行うためのものでございます。

本日、教育委員の皆さまに関しましては差替え資料を机上配付しておりますので、そちらをご覧ください。表彰者についての変更はございませんが、１ページの別紙１の表の一番上、第四小学校の北島さんにつきまして、該当内容が当初は出場だったものが、優勝されたということで、出場から優勝ということに変更しております。

では、説明をさせていただきます。１ページの別紙１をご覧ください。こちらの一覧表は、表彰規程第２条第３号及び表彰基準の該当者となっております。詳細といたしましては、立川市立学校の児童・生徒が公的機関の主催、後援する文化、体育の全国大会に出場、または関東大会、その他それに類する全国大会に準ずる位置づけの大会で入賞した場合が対象となっており、小学生11名、中学生６名、合計17名と、立川第七中学校の吹奏楽部の１団体が該当となっております。

次に、２ページの別紙２をご覧ください。こちらの一覧表は、表彰規程第３条第２号及び表彰基準の該当となっております。詳細といたしましては、先ほどご説明いたしました立川市立学校の児童・生徒以外の方で、市内在住・在勤の方、市内の学校や公共団体が国際的な活動や世界大会、オリンピック・パラリンピック大会に出場、また全国大会入賞や日本新記録を達成した場合などが対象となっております。こちらに記載の中学生１名、高校生１名、成人の方１名の合計３名が該当者となっております。

なお、教育委員会表彰の授与式は、年明けの１月31日土曜日に開催いたします立川教育フォーラムの中で執り行います。

説明は以上となります。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

〇飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

〇飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（１）議案第40号、立川市教育委員会表彰について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

〇飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（１）議案第40号、立川市教育委員会表彰について、は承認されました。

◎議　　案

（２）議案第41号　立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について

〇飯田教育長　続きまして、１議案（２）議案第41号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

臼井教育総務課長、説明をお願いいたします。

〇臼井教育総務課長　議案第41号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本規則は、立川市教育委員会の公告式、ある事項を広く一般に周知させる方法について必要な事項を定めることを目的としておりますけれども、ここで業務の効率化を図るため、これまで規則を公布する場合については教育長の署名が必要でございましたが、記名押印に変更するものでございます。

変更箇所につきましては、裏面の改正前、改正後でそれぞれ下線を引いた箇所となります。

ご説明は以上でございます。ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（２）議案第41号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（２）議案第41号、立川市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議　　案

（３）議案第42号　令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について

○飯田教育長　続きまして、１議案（３）議案第42号、令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について、を議題といたします。

寺田指導課長、説明をお願いいたします。

○寺田指導課長　議案第42号、令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針についてご説明いたします。

令和７年11月14日に開催されました第21回立川市教育委員会定例会においてご協議いただき、ご意見いただいた内容を踏まえて修正いたしました。本日この議案をお通しいただきましたら、本指針に基づき令和８年度の小・中学校の教育課程編成に生かせるよう、周知し、指導助言してまいります。

それでは、修正点につきましては下線を引いておりますが、主な変更点についてご説明いたします。

１ページ目をご覧ください。基本方針Ⅰ、学校教育の充実、１、学力・体力の向上の（１）の①につきましては、下線部分、「ＡＩドリルの活用」を追記いたしました。また、１（２）の②地域の力を活用した取組の推進に記載していた理科教育の充実をこちらに移しております。

それでは、２ページ目をご覧ください。１（２）の①の３つ目の項目については、家庭との連携が必要と考え、「学校と家庭が連携して」という文言を冒頭に入れ、両者それぞれの立場から生活習慣の定着を図る内容にいたしました。

４ページ目をご覧ください。上から２つ目の項目にＳＮＳを含むという記載を加えました。また、上から３つ目の項目に、「児童・生徒が」という言葉を加え、主語を明確にいたしました。

続いて、６ページ目をご覧ください。１（３）の②、前回はもう２つ項目がございましたが、この内容につきまして包括的な目標であったり、リード文にも同等の内容が示されてい

るため、２つの項目を削除しております。

同じく６ページ目、４（１）の①の教員の人材育成についてですが、児童生徒性暴力、体罰及び各種ハラスメント等の服務事故防止を追記しております。４ページ目が児童・生徒に対する指導であることに対して、６ページ目は教員に対してというふうに区別して記載しております。

７ページ目、４（２）の②に「学校・教師が担う業務に係る３分類」の記載がございますが、下段に注釈を記載しました。

主な変更点は以上となります。その他、句読点や語彙の修正等も下線部をご確認ください。

これで説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〇飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

岡村委員。

〇岡村委員　ご説明ありがとうございます。とてもよくできておりまして、この指針が各学校、先生方に広がっていけばいいなという感想でございます。まず、いいなと思ったところが、１（１）の①の１番上の項目に「自力解決」と「学び合い」が両方書かれている、いわゆる個別と集団というか、それが両方、両輪のようにして学力がついていくということで、表現としてとてもいいなという感じがあります。それから、同じ項目の４つ目の項目、ＡＩドリルのアンダーラインですけれども、学力調査の結果分析だけではなく、新たにドリルの活用と書くことで、多面的に学力を評価している感じがしまして、好感が持てます。

第４次学校教育振興基本計画の検討の中で変更した、こちらの項目の指標の文言で、変更前は、「全国学力・学習状況調査の平均正答率との比較によって」という文言を、「全国学力・学習状況調査の結果から課題を分析・把握して指導改善に生かす」と変更しました。以前も発言しましたが、各学校の先生も、学校訪問に行くと、別に平均点だけで見ているわけではなくて、いろいろ分析されていて、校長先生のお話を聞いて感銘を受けたので、こういう平均正答率だけにこだわらない表現が重要かなと思いました。

ただ、現実的に平均正答率は気になるわけですよね。やはり以前とは違い公開はしませんが、当初、文科省が全国学力・学習状況調査を始めたときはかなり点数競争主義というのか、都道府県間、学校間、あと地方自治体間でも、そういう意識が相当あり、今でも残っているところがあります。国がゆとり教育の施策を行ったときに国際的に見ても学力が低下してしまって、見直しを図り、大分、正常化して、子どもたちの学力というのを多面的、多様に見ようと、中央教育審議会の議論などを見ていても、そういった方向性の話が出てきます。教育課程編成権は各学校にありますので、校長先生たち、現場の先生たちが、子どもたちの学力向上に、自分たちの学校では何が大事かというのをそれぞれで考えて実践していただけると、学力も上がっていくかなと感じました。このＡＩドリル活用という文言１つだけでも、広がりを感じました。

これもまた感想ですが、ネット、いわゆるコンピューターが関係する性暴力等いろいろな

ことが起きているので、そこについても、いろいろなページに文言を入れていただいていますが、本当に現場で、この指針がかぎになるかなと思います。生活指導上も学習指導上も、各学校へ訪問しますといろいろ研究されていますけれども、ぜひいい方向で研究と実践がされればいいかなと思いました。

○飯田教育長　ありがとうございました。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（３）議案第42号、令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（３）議案第42号、令和８年度立川市教育委員会学校教育の指針について、は承認されました。

◎議　　案

（４）議案第43号　立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について

○飯田教育長　続きまして、１議案（４）議案第43号、立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について、を議題といたします。

寺田指導課長、説明をお願いいたします。

○寺田指導課長　それでは、議案第43号、立川市いじめ防止対策審議会委員の任命についてご説明いたします。

立川市いじめ防止対策審議会は、本市のいじめ防止等に関する事項について審議するために設置しており、毎年定期的に開催しております。現在の委員が令和７年12月31日に２年間の任期を終了することから、継続審議を含めて、令和８年１月１日から新たに任命するものでございます。今回任命する予定の委員は、資料のとおりでございます。

ご審議いただきご承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（４）議案第43号、立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（４）議案第43号、立川市いじめ防止対策審議会委員の任命について、は承認されました。

◎議　　案

（５）議案第44号　立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について

○飯田教育長　続きまして、１議案（５）議案第44号、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、を議題といたします。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長　議案第44号、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、ご説明いたします。

本規則は、令和８年１月の施設予約システム更改に伴い、新旧システムで加算の計算方法が異なり、現在の入場料加算率では使用料が増額してしまうため、利用者の不利にならないように入場料加算率の見直しを行うことを目的とし、このことに対応する立川市地域学習館条例の一部の改正の施行期日を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員　ご説明ありがとうございます。少し整理させてください。次の議題の議案第45号の改正をする日を決めるというのが、この議案ということですか。これは日付だけを決めるということですか。教えてください。

○飯田教育長　鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長　こちらの規則に関しましては、条例の別表の入場料加算の改定をするために、そこだけを踏まえた規則でございますので、全体の規則という捉え方よりも、入場料加算に関するスタートがいつになるかというための規則になります。

説明は以上です。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（５）議案第44号、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（５）議案第44号、立川市地域学習館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則について、は承認されました。

◎議　　案

（６）議案第45号　立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長　続きまして、１議案（６）議案第45号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長　議案第45号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する条例について、ご説明させていただきます。当日の資料の配付になりまして大変申し訳ございませんでした。こちらにつきまして、詳細についてご説明を差し上げたいと思います。

当議案に関しましては、令和８年１月に更改する施設予約システムにより、利用者登録の手続き等の運用の一部を変更するとともに、利用者のＩＤに有効期限を設定し、個人のシステム登録及び当日予約を可能とし、また、その仕様に合わせ、様式の削除、変更を行うものでございます。

めくっていただきまして、２ページの立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則の改正後、改正前をご覧ください。

第１条第２項では、電子申請になったため、申請書に関する文言をなくしました。また、個人の登録も可能になったことを記載してございます。

続いて、次の段でございますが、第１条第２項の２でございますが、新システムでは登録済証の代わりに、７ページにございます第１号様式、施設予約システム利用者登録通知書を電子で発行すると変更してございます。

２ページにお戻りになってください。第１条第３項では、新システムから、関係する課が４課あり、生涯学習推進センターと男女平等推進課、そして地域文化課、スポーツ振興課全課にＩＤを付していますが、その有効期限を定めるものでございます。

第１条第４項では、ＩＤ更新に関しましてはインターネットで申請していただくことを記しております。

続きまして、下の段、第１条第５項では、利用者登録の変更及び終了について、これは８ページと９ページにあります第２号様式、施設予約システム利用者登録変更・終了届を提出いただくことを記しております。

戻っていただきまして、３ページをご覧ください。３ページの第１条第６項ですけれども、代表者の変更等、何かしら利用者の情報の変更をする場合は、有効期限に限らず、変更の申請があった日から３年後の月末に期限を変更するものでございます。

続いて、第２条でございますけれども、事前来館がなくなりますので、様式をなくしました。

第２条第３項、中段から下段でございますが、個人でも使用ができるため、「団体」から「者」に変更することと、使用回数の上限があるのですけれども、１か月に５回など、その上限を超えて使用する場合に、10ページにございます第３号様式、地域学習館特例使用申請書を提出していただくようになります。

戻っていただきまして、４ページをご覧ください。４ページの第３条、新システムの仕様に合わせて、11ページの第４号様式、施設使用承認書を使用することとなります。

また４ページに戻っていただきまして、第７条の下線部分、第５号様式についてですが、12ページにございます第５号様式、施設使用料減免申請書について、ほかの様式と合わせて、利用者番号等、そして利用者ＩＤの番号に変更してございます。

４ページに戻りまして、第９条第２項では、13ページにございます第６号様式、地域学習館使用料還付申請書について、還付金は市の対応となるため、宛名を「教育長」から「市長」へ変更したほか、様式に合わせて利用者番号、利用者ＩＤに文言を変更してございます。

続いて、５ページをお開きください。第11条では事前の来館をなくすため、申請のときから事前に承認を受けた場合という文言に変更してございます。

続いて、第12条のところでは、こちらの規則に載せないで運用で対応ができるような形の定めを設けてございます。

最後になりますけれども、別表第１のところでございますが、これまで仮予約から事前来館をして、申請書を提出して、本予約をして、借りるという流れでしたけれども、事前来館が不要となり、減免団体は申請と同時に本予約と切り替わるための期間のみの掲載という形になりますので、こういった予約の期間ということを省きまして、申請の期間に一本化した掲載となっております。

長くなりましたけれども、説明は以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

質疑はございますか。

岡村委員。

○岡村委員　どうも説明ありがとうございます。システムを大きく変える理由は簡単にどういうところなのかということと、個人でも予約が可能などはなかなか助かるなと思うのだけれども、団体での予約は、逆に厳しくならないのかなということが気になり、その辺りはどうなのでしょうかという質問です。お願いします。

○飯田教育長　鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長　施設予約システムの更改につきましては、来年の１月５日からスタートしていくのですが、実は今のシステムでの予約を同時並行的に進めてございます。例えば学習館で、社会教育関係登録団体になりますと先行的に４か月前から予約ができ、そこのスタートのところからのシステムの更改にかけて、今のシステムも同時並行稼働して動かしていくという形で進めてございます。

今回の更改に伴ってどういったことが有益かということでございますけれども、１つはキャッシュレス決済の導入です。減免団体ではなくて一般の利用の関係で、お金を支払っていただく団体様や個人の利用の方々へのキャッシュレス決済の導入が１つです。また、予約の関係では、今までは、仮予約と本予約の間に一旦来館してという形だったのですけれども、コンピューターやスマホのみで申請ができる、来館が不要になるということでございます。

また、システム上で申請書の記載、承認書の発行等を行うことで、ペーパーレス化が進みます。ペーパーレス化は実は市長公約になってございますので、システムの更改に合わせて進めている状況でございます。

また、個人利用ができるようになることに伴う団体の方の利用の厳しさというご質問については、利便性が向上したという形ですので、厳しいということは、生涯学習推進センターとしてはないのかなと思っています。ほかの施設などでは、予約をキャンセルしてしまったときに、ペナルティーではないですが、そういったことを行うところもございます。そういった運用の違いはありますが、生涯学習推進センター所管の学習館ではそういったことは行ってはいません。

説明は以上でございます。

○飯田教育長　岡村委員。

○岡村委員　よく分かりました。ありがとうございました。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

小柳委員。

○小柳委員　システムが変わるということで、恐らく最初の数か月とか混乱するのではないかなと思います。自分がもし登録すると考えると、途中で分からなくなってしまうだろうなと不安なのですが、どちらに聞けばいいですか。申請するとき、グラウンドとかを予約するシステムなども変わっていると思うのですけれども、ここに聞けば解決できるというような、そういう相談窓口みたいなところはあるのでしょうか。システムが変わると利用者が混乱すると思うので、問合せが増えると思うのですけれども、どこに聞けばいいのかという質問です。

○飯田教育長　鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長　相談窓口でございますが、先ほど少し触れましたけれども、今回このシステムに４課、携わっていただいている状態です。生涯学習推進センターでは学習館の予約の関係でございますが、そちらに関しましては当然、学習館にご連絡をいただければ、ご案内ができます。

今のご質問の趣旨のところを少し探らせていただくと、体育施設などはスポーツ振興課という課へのお問合せになります。ホームページでも事前にご案内を差し上げていますので、そこにアクセスをしていただくという対応もあるかと思います。また、動画配信もしてございまして、そういったところで見ていただくことも可能です。広報に関しましては、既に10月と11月に告知をさせていただいております。まずは、利用したい施設の所管課にお問合せをいただければ、丁寧に説明を差し上げたいと思っております。

説明は以上でございます。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

戸田委員。

○戸田委員　ご説明ありがとうございます。確認なのですけれども、申請に関する様式が少し

多いのですけれども、全てＩＤとパスワードがあればできるということなのか、もう１つは、申請をするときに本人確認などは必要ですか。

○飯田教育長　鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長　まず、様式についてのご質問からお答えをさせていただきたいと思います。７ページの第１号様式は通知書も電子でございまして、11ページの第４号様式につきましても承認書ということで、電子的な対応になります。それ以外の様式に関しましては、諸処の事情を踏まえた申請手続でございますので、ご記入いただくケースもあります。

続いて、登録の関係で、ＩＤ等を登録するにあたってのご申請の手続でございますけれども、本人確認のため証明書等を確認させていただくことになりますので、ご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（６）議案第45号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（６）議案第45号、立川市地域学習館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎議　　案

（７）議案第46号　立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

○飯田教育長　続きまして、１議案（７）議案第46号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

黒島図書館長、説明をお願いいたします。

○黒島図書館長　議案第46号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

今回の改正は、住民基本台帳カードが令和７年12月末で失効し本人確認書類として使用できなくなること、また、個人利用登録申請書に電子図書館の項目を追加することなどに伴い条文及び様式の一部を改正するものでございます。

２ページ目以降に新旧対照表ということで、改正後、改正前に住民基本台帳カードを削除している旨を記載してございます。

続きまして、次のページ、第１号様式、個人利用登録申請書を記載してございます。本人確認の欄の下線部分を引いているところが今回改正してございます。健康保険の資格確認書という表現は、施行規則の本文に合わせた表現でございます。

続きまして、同じページの下のほう、立川市図書館記入欄、こちらは電子図書館の処理をする部分で、確認欄のボックスを追記してございます。

次のページ、第２号様式の団体利用登録申請書につきましても、確認書類の欄を第１号様式同様に改正してございます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。それでは、お諮りいたします。１議案（７）議案第46号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」との声あり〕

○飯田教育長　異議なしと認めます。よって、１議案（７）議案第46号、立川市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について、は承認されました。

◎報　　告

（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計の概要について

○飯田教育長　続きまして、２報告（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計等の概要について、に入ります。

青木公共施設マネジメント課長、説明をお願いいたします。

○青木公共施設マネジメント課長　第二小学校等複合施設整備事業における基本設計等の概要について、ご報告いたします。

本事業につきましては、令和７年１月に契約を締結し、新校舎等の基本設計と仮設校舎の設計及び建設を進めてきました。仮設校舎の建設につきましては現在、鉄骨の組立てを行っており、令和８年３月末の春休みに既存校舎から仮設校舎へ引っ越しをすることができるよう工事を進めております。

新校舎等の設計につきましては、学校へのヒアリングを実施するとともに、地域住民などを対象とした説明会を開催して意見交換を行い、基本設計に反映してまいりました。

今後は、令和８年１月末に事業者による基本設計及び解体工事の事前説明会を行います。その後、３月に旧校舎のお別れ会を開催し、４月から既存校舎等の解体工事に着手します。

引き続き工事のスケジュールや工事車両の通行経路、安全対策等について丁寧な説明に努めてまいります。

説明は以上です。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

岡村委員。

○岡村委員　ご説明ありがとうございます。仮設校舎の期間がしばらく続くのですけれども、杞憂かもしれませんが、夏の暑さを調べると、来年の夏も今年度以上に暑くなる予想もあるという中で、暑さの点はいかがでしょうか。

○飯田教育長　青木公共施設マネジメント課長、お願いします。

○青木公共施設マネジメント課長　今日も午前中、二小に行ってまいりまして、確認をしてきておりますが、パネル等の中に、サンドイッチ工法というのですけれども、パネルの間にもそういう熱を伝えないような材質を使っており、大丈夫だという形での工事を進めているところでございます。

以上です。

○飯田教育長　岡村委員、よろしいですか。

○岡村委員　よろしくお願いします。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで２報告（１）第二小学校等複合施設整備事業における基本設計の概要について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報　　告

（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について

○飯田教育長　続きまして、２報告（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について、に入ります。

青木公共施設マネジメント課長、説明をお願いいたします。

○青木公共施設マネジメント課長　立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果についてご報告いたします。本建替事業につきましては、デザインビルド方式により進めてまいりましたが、二度の入札不調、中止により事業方式の見直しを図りました。

事業方式としましては、設計と施工を別の事業者へ発注する従来の方式へ変更し、価格考慮型の公募型プロポーザル方式による設計事業者の選定を行いました。審査の結果、令和７年９月16日に株式会社エーシーエ設計東京支社と優先交渉権者として決定し、プロポーザル審査に係る審査講評は資料のとおりとなっております。９月25日に公表いたしました。優先交渉権者の提案内容の概要につきましては、資料の記載のとおりです。

今後は基本設計に取りかかり、令和９年３月に実施設計業務を完了させる予定です。また、今後の事業の進捗に合わせ、適宜保護者や地域の皆さま方とご意見をお聞きしながら事業を進めてまいります。

説明は以上です。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員。

○堀切委員　まず、説明にお越しいただきまして本当にありがとうございました。審査講評の内容を見ていくと、応募者記号「スズラン」に決まったのかなと思って見ていたら、価格で「ヒマワリ」に決まったということだというふうに分かりました。設計のことはよく分からないですけれども、校舎外観のイメージを見て、この中庭というか「ソラニワ」というのですかね、これを造ったので、校庭のトラックが斜めにあるような配置になっていて、運動会とか見づらそうかな、これで大丈夫なのかなという印象を持ちました。どうしても気になったのは、３ページに書いてある１次審査の評価項目ごとの各応募者の採点結果で、例えば、基本的な考え方（地域・防災）や施工計画の「工事期間中の学校環境」という項目の採点結果が低くなっているように見えてしまって、資料を見ただけでは何が問題で低くなっているのかというのは分からないですけれども、３つの応募者の中で１番低いように感じましたので、この辺りの課題というのは改善の余地があるのかどうか、教えてください。お願いします。

○飯田教育長　青木公共施設マネジメント課長。

○青木公共施設マネジメント課長　ご指摘の１次審査なのですけれども、非常に票が割れてしまったというのが現状でございます。「スズラン」と「ヒマワリ」に割れて、双方を１位にした者が複数名ずついるというような状況になりました。そういった中で、最後は価格点になってしまったというところではございます。４ページに、イ価格の評価の結果があるのですけれども、普通ですと、さほど差が開かないはずなのです。例えば、選定基準の価格を２億6,800万円で出しているのですけれども、０円ならば50点という算出方法です。０円ということはあり得ないですし、数点しか開かないだろうというような思いがあったのですけれども、「ヒマワリ」は提案価格をかなり安く出してきている、契約を取りに来ているという感じなのかなと思っております。

また、「スズラン」と「ヒマワリ」は設計のコンセプトは非常に似通っておりました。どちらも回遊性、先ほどありました「ソラニワ」という中庭みたいなものがあって、それを囲んだ形で回遊性のある校舎の設計になっておりました。校庭ですけれども、既存の校庭よりも広くなります。この土地自体が、45度ぐらい横に向いてしまっているのですよね、もともと真南に向いていないので、トラックの向きが校庭に対して斜めではありますけれども、既存の校舎を使って建て替えるというところで、朝から校庭には日が入るというのが現状になっております。

説明は以上となります。

○飯田教育長　堀切委員、よろしいですか。

○堀切委員　よく分かりました。ありがとうございました。

○飯田教育長　齋藤教育部長。

○齋藤教育部長　少し補足をさせていただければと思います。私も審査委員でして、今回３社の提案を審査しました。それぞれ３社とも、計画として、一定の妥当性だとか条件の中でまとまったものを出してきていただいたということが６ページの審査講評の中で示されており

ますので、それぞれが一定の妥当性は持っているという前提でお考えいただければよろしいのかなと思っております。

その上で今、堀切委員から中学校運営について、例えばトラックの向きが斜めである等の具体的なご指摘もいただいておりますが、審査委員には教育部から私も参加させていただいておりますし、立川第五中学校の校長も参加いただいている中で、そういった運営に関わる視点についても、この審査の過程においては含まれているとご理解いただいてよろしいのかなと思ってございます。

以上でございます。

○飯田教育長　よろしいですか。

堀切委員。

○堀切委員　地域防災とか学校環境についての点数が低いというのは、票が割れた結果こういう点数が出ているのか、やはり改善の余地がありそうなのか、学校という場所では安全に関わることってとても大事なので、改善できるところがなければいいですけれども、あれば教えてください。

○飯田教育長　青木公共施設マネジメント課長。

○青木公共施設マネジメント課長　堀切委員の言うとおりでございます。今回の審査はあくまでもプロポーザル方式の事業者選定の過程で出てきた内容になっております。昨日も業者とも会っているのですけれども、もう内容も変わりつつあります。防災のところも含めて学校や地域の要望を踏まえたものが、また違う形で出てきております。残堀川が横に流れていますので、立川第五中学校は風水害のときは避難所にならない学校になりますが、地震等のときには避難所になりますので、今現在も調整を行っており、基本設計を作るにあたっては、そういう視点もなくならないようにやっていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○飯田教育長　堀切委員、よろしいですか。

○堀切委員　安心しました。よろしくお願いします。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

小柳委員。

○小柳委員　ご説明ありがとうございます。私も実は堀切委員と全く同じところが気になっていて、大丈夫なのかなと思っていたので、少し安心しました。

これは付け足しですけれども、申し上げるのが２回目なのですが、今の立川第五中のプールは残堀川の遊歩道というか、人が多い通路の脇にあります。設計図を拝見すると、建替後も同じような場所にプールがあるということで、恐らくこういう意見はたくさん出ていると思いますが、誰でも通れるような通路のそばにあるので、不審者等から不適切な視線や関心の対象とならないように、かなり気をつけていただきたいなというのが私の強い思いです。

以上です。

○飯田教育長　青木公共施設マネジメント課長。

○青木公共施設マネジメント課長　その視点というのは、昨日、選定委員をしていただいております大学の先生のところに設計のアドバイスを受けに行って、その中でもやはり、そこの部分と、逆に残堀川があるから開かれた視点、壁にならないような視点を設計の中に落とし込まなければいけないというようなアドバイスをしていただいているところでございます。

以上です。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員　ご説明ありがとうございます。元中学校の教員なのですが、今は落ち着いていると思うのですけれども、昔、生徒指導で大変苦労した人間でして、今日のテーマは選定結果についてだと思うのですけれども、設計のところで、もうかなり進んでいるので、なかなか難しいかもしれませんが意見があります。私が昔の感覚なのかもしれませんけれども、職員室というのはやはり校庭を見ていないと、今でもそう考える先生もいるのではないかなという、生徒指導上、それを若干危惧しています。

それから、この文章を読んでいて、すばらしいなと思ったのは、私は理科の教員だったのですけれども、提案概要のなかの、地域開放と学校生活を両立する明快なゾーニング計画というところです。体育館とか、図工室、技術科関係ですよね、校庭に向いた平場で、この提案図によると非常に開放的で、理科室も、家庭科室も１階で、ここのところは理想として、ぜひこれでお願いしたいです。実際は地域に開放するという点、学校の先生たちと地域との関係で、私も苦労してきたのですが、学校教育も社会教育も両方関わってきたので、ぜひこの理想を実現していただきたい、せっかくこういう設計ですから、有効に働くように期待しております。

○飯田教育長　青木公共施設マネジメント課長。

○青木公共施設マネジメント課長　提案概要の提案図ですけれども、あくまでもこれはプロポーザル方式による事業者選定の段階の資料になっております。選定委員も含めて私たちが一番懸念したのは、今、岡村委員がおっしゃったように、職員室が校庭に向いていない点です。そのことをまず業者の方に最初に言わせていただいて、昨日、続案が出てきたのですけれども、職員室は校庭側に動かしてありました。

今後もそういう形で、本来、学校としてあるべき姿、セキュリティなど守らなければいけないところについては、こちらからも意見を言わせていただきますし、また、学校からも意見をいただく、そういうふうに設計を進めていきたいと考えております。

以上です。

○飯田教育長　岡村委員。

○岡村委員　ありがとうございます。安心しました。生徒指導上だけでなく、熱中症とか、校庭での健康上の問題もあるので、場所を変えることができたのであれば、よかったと思います。よろしくお願いします。

○飯田教育長　ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで、２報告（２）立川第五中学校建替事業における設計事業者の選定結果について、の報告及び質疑を終了いたします。青木公共施設マネジメント課長、説明ありがとうございました。

◎報　　告

（３）事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について

○飯田教育長　続きまして、２報告（３）事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について、に入ります。

澤田学務課長、説明をお願いいたします。

○澤田学務課長　事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施についてご報告申し上げます。

この事業は、現状のシルバー人材センター、ＰＴＡ等のボランティアによる登下校時の見守り活動を補うため、市内事業者がボランティアとして見守り活動に参加できるような新たな仕組みをつくり、地域の支え手を増やしていくために開始するものとなります。

活動内容としては、週単位、月単位で始業前の時間帯に見守り活動を行うなど、事業者が参加可能な範囲で子どもたちの見守り活動を行っていただきます。募集や周知方法については、商工会議所を通じて会報誌等でボランティアの募集をするほか、市の広報、ホームページによる募集の呼びかけや、協力事業者の活動内容を紹介するなど、事業の周知を図ってまいります。

参加事業者にはビブスや腕章などを貸与し、活動中はこれらを着用し、見守り活動を行っていただきます。

今後のスケジュールですが、来年の２月から事業者１社で試行的に実施をしまして、４月から本格実施をしてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

小柳委員。

○小柳委員　ご説明ありがとうございます。これは事業者でないと駄目なのでしょうか。この前、友人と話をしたときに、例えば電車に乗っているときに赤ちゃんが泣いてしまっても荷物が多くて抱っこしてあげられない、困っているお母さんがいる、そういうときに、おなかに赤ちゃんがいますのバッジのように、赤ちゃん抱っこしますのようなバッジがあったら、私たちで抱っこするのにね、みたいな話をしていたのです。

おそらく、そういう風に個人でも助けたい人は結構いるのではないかなと思っていて、事業者に取り組んでいただけるのももちろん有り難いのですが、個人のボランティア活動について少し調べてみました。東京都の活動で「わんわんパトロール」という活動があって、子

どもたちが朝登校する時間や子どもの帰る時間に犬の散歩をするように、時間を変える心掛けでできます。１人から登録はできて、３人以上で団体申請をすればお散歩バックのようなグッズの申請もできます。またほかにも、「RUN and SAFETY」というランニングする方向けに２時、３時ぐらいに走る、朝走るなどの心掛けでできる活動もあります。３人以上で登録申請すると「わんわんパトロール」は「わんわんパトロール」していますみたいなバックが、「RUN and SAFETY」もリストバンドがもらえたりするそうです。防犯ボランティア団体の登録をすると、ボランティア活動マップで、ここをパトロールしました等の連絡もできたりするようです。東京都の活動のようにボランティアを個人にお願いするというのも私はずっと前からありだなと思っています。私も、出不精ですけれども、登録したら、登下校の時間に外出しますし、特に犬の散歩は、毎日するようなことなので、顔見知りも増えるしいいなと思います。事業者でももちろん有り難いのですけれども、個人のボランティアも今言ったような東京都の活動があるので、お金もかからないですし、ひとまずＰＲに力をいれてみる価値はあるのではないかなというのを、この取組を拝見して思いました。１つの意見として、そういう助けたい個人の方が結構いると思いますということが言いたかったです。

以上です。

○飯田教育長　澤田学務課長、いかがですか。

○澤田学務課長　ご意見ありがとうございます。確かに地域の中には個人でもそういう見守りをしたいと思っている方もいらっしゃるかと思います。この事業は、まず立川商工会議所に登下校の見守りについての相談を持ちかけたところ、興味を示していただいて、地域の事業者の中で手挙げしていただけるところがあればといったところで、今回、スモールスタートで始めるものでございます。

今後、登下校の見守りボランティア活動が多く周知されて、認知されて、手伝いをしたいという方が多々現れるようになったときに、また次の段階として考えていきたいと思っております。私も先ほど小柳委員が言ったような形で、通学時間に合わせてごみを出す、散歩する、買物に行くなどの形での見守りもとてもいいと思います。ご意見非常に参考になりましたので、今後ともよろしくお願いします。

以上です。

○飯田教育長　ほかにございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで２報告（３）事業者通学路見守りボランティア事業の試行実施について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報　　告

（４）八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性について（中間報告）

○飯田教育長　続きまして、２報告（４）八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性について（中間報告）、に入ります。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長　八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性についての中間報告をいたします。

令和７年９月より八ヶ岳山荘のあり方検討委員会を設置し、これまで２回の検討を進めてまいりました。八ヶ岳山荘につきましては、小学校５年生を対象とした自然教室を実施しており、子どもたちの成長に大きく寄与したものと認識しております。一方で、学校利用を除く一般利用の状況は、年間１万人を超えた時期もありましたが、近年では6,000人程度にとどまっており、昨今の物価や人件費の高騰から、管理運営にかかる経費が上昇しております。市民利用が減少する中で市外利用者は増加しており、結果として市外利用者に対して多くの公費を負担している状況にあります。また、施設の老朽化が進んでおり、令和８年度末までの現在の指定管理期間を更新し、引き続き施設を存続していく場合には、次期の指定管理期間の開始前までに大規模修繕や改修工事が必要となる見込みとなります。

このように、八ヶ岳山荘を今後も存続、運営していくには、施設の利用状況や老朽化状況だけでなく、財政面においても大きな課題があることから、現在の主な使用目的である自然教室を代替地で継続実施することを前提に、八ヶ岳山荘は令和８年度をもって休止または廃止する方向で引き続き検討を進めることといたします。今後、さらなる検討を進め、令和８年度の教育委員会定例会においても検討結果を報告してまいります。

ご報告は以上です。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

堀切委員。

○堀切委員　ご説明ありがとうございました。存続が厳しいということは数字を見て理解しました。近くの自治体の教育委員にも少し聞いてみたのですが、やはりどこも自治体のタイミングでこういった施設を廃止していることが多いということです。その一方で、やはり代替サービスをどうしようかということも、どこの自治体でも話し合われているみたいです。個人的には、例えば複数の自治体で１つの施設を維持して一緒に使うみたいな計画があったらいいかなと思ったのですけれども、そういう事例はないのでしょうか。質問です。

○飯田教育長　鈴木生涯学習推進センター長。

○鈴木生涯学習推進センター長　２ページ目に（２）他自治体・周辺の状況についてということで書き記させていただいているのですけれども、今、堀切委員のおっしゃるように、他自治体でも同様に減少している状況でございます。そうした中で、他自治体で連携したという事例は現在、認識してございません。例えば、他自治体から一緒にやりましょうとか、そういったお話も現在のところはございません。

○飯田教育長　堀切委員。

○堀切委員　ありがとうございました。残念ですが、廃止も仕方ないのかなと思います。ただ、何が大事かというと、教育の意図や目的を見通した上で、小学校５年生がここを利用してい

るということなので、小学校５年生の宿泊学習をどうするかということだと思います。泊まりがけで行っていないという自治体もあるというふうに聞いたり、３泊４日あるような自治体もあったり、いろいろだなと思うのですけれども、多摩地域は、２泊しているほうが少ないのではないかと聞きました。また、ある自治体の方は、子どもの現状で今、体力面でも、それから野外活動の経験の差から言っても、いきなり２泊するのが先生方も大変というようなお話も伺いました。親としては、いきなり半分の１泊になってしまうのかと思うのですけれども、現場の先生方のご意見が大事だと思います。運動会も昔と比べて短くなったところが多いですが、心掛けひとつで、何となくやらされ感がある運動会もあれば、短い期間だけれども、うまくできるかなと緊張して、すごく盛り上がって、すごく悔しがるみたいな運動会もあるので、目的や意図、それから先生方のご意見をよく伺っていただきたいなと思うのですが、何かそういう機会は検討しているのでしょうか、教えてください。

○飯田教育長　寺田指導課長。

○寺田指導課長　小学校５年生の宿泊行事に向けては、現場からもいろいろな声を既に伺っております。宿泊行事が終わるごとに各学校からの報告書が提出されてきておりますので、目を通しながら、いろいろなご意見をいただいているところです。今後につきましても校長会を通しまして、教員等の考え方であるとか、管理職の考え方だとか、様々意見いただいた上で、検討を進められればなと思っています。

以上です。

○飯田教育長　堀切委員。

○堀切委員　集団の課題みたいなものをよく見てくださるのはやはり現場の先生方かなと思うので、よくご意見を伺っていただきたいなと思います。保護者としては、教育的な意図があって短くなる、もしくは、同じ体験をしていても今、物価高騰で負担は増えてきていると思いますので、例えばその負担が少し減らされるというようなこと、宿泊学習だけではなく、修学旅行とかも含めて全てですけれども、そういう意図があるのであれば、改善する方法があるかなと思いますし、質を高くするという方法もあると思います。この代替サービスの検討についての報告も、いただけたらうれしいなと思います。

以上です。

○飯田教育長　ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで２報告（４）八ヶ岳山荘のあり方及び自然教室の方向性について（中間報告）、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報　　告

（５）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延伸と供用用開始について

○飯田教育長　続きまして、２報告（５）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事

業における工期延伸と供用開始について、に入ります。

鈴木生涯学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長　砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延伸と供用開始について報告いたします。

令和７年度中の供用開始に向けて事業を進めてまいりましたが、電気設備工事受注者の不手際により受電協議が進められず、建替え工事の工期である令和７年10月31日までの工期完了が困難であることが判明したことから、工期を令和８年１月30日に変更し、早期の供用開始に向けて事業を進めております。

建替え工事完了後、砂川の歴史と文化の展示の現地での制作工事に加え、開設準備等に一定の期間を要することから、供用開始時期についても遅れることが見込まれます。建替え工事（建築・解体、電気設備、機械設備、昇降機設備）及び工事監理委託の各契約については、工期変更を行い、また、建替え工事完了後に施設内への設置等を予定していた展示制作委託につきましても契約を変更したほか、備品等の納入、事務機能の移転、機械警備や通信設備の設置等についてスケジュールの再調整を行っております。

今後、早期の供用開始に向けて開設準備等を進めるとともに、関係各所と協議し、日程を決定し、速やかに広報やホームページでの周知のほか、地域の自治会等への丁寧な説明に努めてまいります。

ご報告は以上でございます。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで２報告（５）砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設整備事業における工期延伸と供用開始について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎報　　告

（６）施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について

○飯田教育長　続きまして、２報告（６）施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について、に入ります。

鈴木学習推進センター長、説明をお願いいたします。

○鈴木生涯学習推進センター長　施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について、ご報告いたします。

本庁舎の自家用電気工作物年次点検を、すみません、資料の１、休止の期間が令和７年になっていますが、令和８年に修正をお願いします、令和８年２月11日水曜日、祝日に、年に１度、終日行うため、庁内のサーバーが停止することにより、対象施設の窓口での各種手続、施設予約、本予約、申請などが行えなくなります。対象施設は、地域学習館、女性総合セン

ター（アイム）、子ども未来センター、たましんＲＩＳＵＲＵホール（市民会館）、市民体育館、屋外スポーツ施設が対象施設となっております。

このことについては、広報たちかわ１月25日号に掲載、またホームページに掲載して、そして施設予約システムのトップ画面にお知らせを掲載し、周知いたします。また、対象となる施設に周知文を掲示し、周知してまいります。

なお、利用者用端末や利用者が自宅のパソコンや携帯電話などから行う施設予約に関しましては、通常どおりの利用が可能となっております。

報告は以上でございます。

○飯田教育長　説明ありがとうございました。

これより質疑に移ります。説明内容を踏まえ、ご質疑をお願いいたします。

〔「ありません」との声あり〕

○飯田教育長　ないようでございます。これで２報告（６）施設予約システム（窓口業務用端末）の休止について、の報告及び質疑を終了いたします。

◎その他

○飯田教育長　次に、その他に入ります。

その他、ございますか。

岡村委員。

○岡村委員　本日の議題の１議案（３）の学校教育の指針について、質問を追加でしたいです。10ページの基本方針Ⅳの11の（２）の①学校給食費無償化の実施で、国からの全額負担になると、その浮いた分の予算が何かほかの事業に回せるのではないかということが気になり、給食の無償化を小・中学校で行う上での予算関係のことを教えてもらいたいです。

２つ目は、先ほどの第二小学校等複合施設整備事業の議題でもお伺いしたのですけれども、暑さ対策について来年の予算関係も含めて進展があれば、教えていただきたいです。

３つ目は、広島への平和学習派遣事業について、代表生徒は行って来た後、それを他の子どもたちに伝えるということが代表派遣としての要綱にあるのですけれども、各中学校での取組の実態がどんな現状かなということをお伺いしたいです。教育フォーラムも非常に楽しみにしております。

４つ目、私は市内の歴史的な場所の看板とかを見て回っているのですけれども、相当老朽化していたり、文字がはげていたり、大事な場所に看板が立っていないなどがあって、私の家からは武蔵村山市も近いので歩くのですが、結構立派な看板、名所旧跡などの説明板がきちんと整備されているのですけれども、立川市は修繕や改善の予定はあるのかなということをお伺いしたいです。議題が多くある中で申し訳ないですが、一言で何かお答えいただければと思います。

○飯田教育長　では、齋藤教育部長。

○齋藤教育部長　本日の議事のその他として、概括的な内容で私のほうからご回答させていた

だければと思っております。また詳細な情報については都度、予算編成作業等に応じて、ご報告をさせていただければ有り難いと思っております。

まず、１つ目、学校給食の無償化の動きでございますが、今般、国では小学校の学校給食については無償化を進めるという中で、小学校については新たな財源の手当てについて、国また都道府県の財源負担の考え方について示して、それに沿った予算措置をしている状況となります。

２つ目の暑さ対策についてですが、これまでの教育委員会定例会でも報告いたしましたが、９月市議会定例会での一般質問において、非常に多くの市議会議員からも指摘をいただいている中で、教育委員会としても様々な検討を進めているところになります。12月市議会定例会の補正予算におきましても、一部そういった暑さ対策の部分で、例えば、空調機器の分解洗浄を進めるための予算等も積ませていただいているほか、来年度に向けて小・中学校に設置する冷凍庫を購入するような予算の内容も、お話しさせていただいているところです。詳細については、また後日ご報告いたします。今、来年度の当初予算編成中ですが、そちらにおいても暑さ対策には配慮して進めてまいりたいと思ってございます。

また、平和学習の取扱いについても、これまでの継続的な取組の中で様々な課題等を整理しながら、継続的な事業を進めていきたいというところです。

最後になりますが、いわゆる文化財等を皆さまに知っていただくための掲示物、看板等の設置につきましても、文化財保護事業の中で、今後の課題として取り組んでまいりたいと考えてございます。

雑駁なご回答になりますが、現時点ではそのような方向で動いているというところでご理解いただければ有り難いと思ってございます。

以上です。

〇飯田教育長　岡村委員、よろしいですか。

〇岡村委員　ありがとうございます。

〇飯田教育長　ほか、ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

〇飯田教育長　質疑はないようでございます。これでその他の報告及び質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

〇飯田教育長　それでは、次回の日程を確認いたします。次回令和８年第１回定例会は、令和８年１月８日午後１時30分から302会議室で開催いたします。

これをもちまして、令和７年第24回立川市教育委員会定例会を終了いたします。

午後３時０１分

署名委員

……

教 育 長